

パブリック・コメントへの対応

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
1	5	22	モニタリングには、魚介類、家畜、野菜、果樹などは含まないのでしょうか？含まないとすれば、水の場合は海水を、土壌の場合は田畑を含まないということでしょうか？	環境創造センター(仮称)における環境放射能モニタリングは、摂食に係る魚介類、家畜、野菜、果樹などは想定しておらず、主として、大気、河川、地下水、海域、土壌、野生鳥獣、廃棄物等を想定しております。 田畑については、営農という観点からは実施いたしません、一般環境のモニタリングとして土壌の調査をする中で、田畑が対象となる可能性もあります。
2	7	16	データが出ていないのかも知れませんが、平成22年度と平成23年度では大震災の影響で、実質成長率が大きく変わっていると思われます。現在の時点で本計画を立てるのであれば、ある程度、現状の成長率を組み込めないものでしょうか？そうでないと、19行目からの文章がマッチしない様に思われます。	現行のままとします。 ※平成23年度におけるデータはまだ出ておりませんので、御理解願います。
3	11	14	目標値が、減少を目指すとありますが、空間線量が現状より増加する可能性を懸念しているのでしょうか？(これからの異常事態とか？)そうでなければ、固定場所での測定であれば、目指さなくとも減少していくのでは、ないでしょうか？	現行のままとします。 ※御意見のとおり、何ら手を加えなかったとしても、自然減衰により放射線量は減少するものと考えますが、自然減衰に加え、除染により更なる放射線量の低減を図り、県民が安心して暮らせる環境をつくっていくことを目指していることから、このような記載をしています。

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
4	11	14	水浴場の放射性物質基準適合率が、現状値で100%となっていますが、水浴場はどこを対象としているのでしょうか？(海水浴場は含まない?)また、この基準は何を対象としているのでしょうか？ 水、砂(地表、地下)、空間等々	本指標は、放射性物質の測定を行った県内の海水浴場及び湖水浴場のうち、水質に係る放射性セシウム濃度が水浴場の放射性物質に係る指針値(水質の目安:10Bq/L)を達成した湖水浴場及び海水浴場の割合であり、対象は次のとおりです。 ○湖水浴場:長浜、天神浜、志田浜、上戸浜、崎川浜、中田浜、小石ヶ浜、浜路浜、横沢浜、館浜、舟津浜、舟津公園、青松ヶ浜、秋山浜 ○海水浴場:釣師浜、原釜・尾浜、北泉、久ノ浜・波立、、四倉、新舞子ビーチ、薄磯、豊間、永崎、小浜、勿来 ※平成24年度においては、避難地域により立入ができない村上、請戸、双葉、熊川、岩沢については、測定しておりません。
5	12	9	「住宅・道路……森林などの除染を行います。」と記載されていますが、除染方法の確立や除染後の破棄物(水洗水)の処理法などの方針は出来ているのでしょうか？	生活圏以外の森林など現時点で除染の手法や方針が示されていない対象物があり、国に対し早急に示すよう求めています。 また、除染で発生した汚染廃棄物等については、法律や除染・廃棄物ガイドラインに基づき処理することとなり、作業中に発生した汚染水の処理についても汚染状況に応じて沈殿物の除去等の処理を行うこととしています。
6	14	4	災害廃棄物の処理・処分率の目標はありますが、放射能汚染廃棄物の処理目標は立てられないのでしょうか？	汚染廃棄物については、全体量を把握できないこと、また、処理施設が十分確保されていないことから、処理目標の設定は困難でありますので、御理解願います。

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
7	15 16	23 16	放射性物質の追加的な放出や異常事象による放出を検知した場合、県民に対しての迅速な情報提供の具体的な方法はどの様なものでしょうか？	新たな異常事象が発生した場合、県はテレビ、ラジオ等を通じ、市町村は防災行政無線や広報車等により、取るべき行動をお知らせすることとしています。
8	17	16	再生可能エネルギーの導入量が原油換算で記載されていますが、併記で原発約何基分としてあれば(原発100万kw/基とかして)、導入量のイメージがし易いのではないのでしょうか？(この量には、大規模水力発電も含んでいるのですよね) 例えばですが、(たぶん計算はあっていると思うのですが)福島県の平成23年度の再生可能エネルギー導入量は電力換算すると、88.5万kw/hとなり、ほぼ原発1基分となります。また、その量は平成21年度(23年のデータが得られなかった)の県内電力使用量(171.4万kw/h)のほぼ半分に相当します。このあたりをアピールすると、導入量のイメージが、し易いのではないのでしょうか？ また、県内の水力発電(大規模?)の最大出力に対して、21年度(23年のデータ得られず)は、渇水期などの貯水率の変動はあるものの、約20%程度です。この水力発電利用率の向上に対しては何か方針とかは、あるのでしょうか？	現行のままとします。 ※県では、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めているところであり、原発何基分というような表記は誤解を招くおそれがあると考えます。 なお、再生可能エネルギー導入量に大規模水力発電を含んでいることは、お見込みのとおりです。 また、水力発電利用率については、電力会社に高めるよう求めています。技術的制約その他の事情により約20%になると回答を受けております。
9	20	14	「温排水廃熱や、太陽光、風力、……バイオマス」と列記されていますが、太陽熱も加えた方が良くないのでしょうか？	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「太陽光、 太陽熱 、風力、地熱、小水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの有効利用」

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
10	20	18	「【環境指標】再生可能エネルギーの導入量 目標値 3,522,467kl」とありますが、この中途半端な目標設定値の根拠は何でしょうか？	産学民官それぞれが役割を十分に果たした姿として、平成32年度には県内の一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合が約40%を占めている社会を想定して、目標値を設定しました。なお、発電量を原油換算したことにより、端数が生じています。
11	30	16	12頁の「除染の推進」の分野かも知れませんが、河川、ダム等を整備の際には、川底、湖底の堆積物に放射性物質がかなり吸着されている事が懸念されます。その辺りを踏まえての整備をお願いします。	河川やダムなどの除染手法は示されていないため、国に対し早急に示すよう求めるとともに、県としても河川・湖沼等の最適な除染技術の確立に向けた試験研究を進めていきます。
12	32	6	多くの県民は、何が外来種であるか具体的にわからないと思います。年ごとにでも「防除強化対象品種」を決めるなどして、写真付きのカatalog(ポスター)等を配布して駆除へ取り組むのはどうでしょうか？	現行のままとします。 ※今後の事業展開の参考とさせていただきます。
13	33	18	【環境指標】の目標値 48.3%および1,393人という中途半端な数字の根拠は何なんでしょうか？	「尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合」の目標値48.3%は、尾瀬国立公園になった平成19年度から23年度までの土・日曜日入山割合の平均値であり、これを基準値として、毎年度これを下回ることを目標としています。 「裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数」の目標値1,393人(平成32年度)は、平成21年度から23年度の利用者数の平均値(774人)を基準値として、平成25年度から32年度まで、基準値の1割程度を毎年度増加させていくことを目標としています。

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
14	40	10	<p>公害苦情件数に対する処理目標も表記してはどうでしょうか？ (環境白書には処理・未処理の数が記載されています) また、この苦情件数には同じ苦情(数か所より同一苦情、同じ苦情の繰り返し等)はカウントされるのでしょうか？</p>	<p>公害苦情処理の内訳は、直接処理、国等への移送、翌年度へ繰越となっており、処理に要する時間は案件により様々ですが、解決まで対応しています。 また、同一人から出される苦情は何度出されても1件としてカウントし、苦情者が異なる場合には、同じ内容の苦情でも苦情者毎に1件としてカウントします。</p>
15	43	1	<p>県内外の環境保全活動に取り組む団体、個人とのネットワークを構築することは、重要なことと思われます。当環境指標によれば、NPO法人の認証を受けた環境保全の市民団体がH.23年で累計254団体登録されています。どうすれば、この団体の活動内容を知ることが出来るでしょうか？ちなみに、Webでの「ふくしま環境活動支援ネットワーク」では、構成団体28団体しか載っていませんでした。団体の一覧および活動内容・実績などあれば、繋がりがやすくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>福島県文化振興課のホームページにおいて、NPO法人一覧のデータを掲載していますので、参照願います。</p>

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
16	5	15	<p>環境創造センター(仮称)は、国内外の次に(脱原発)を挿入し、の英知を結集して、-----とする。</p> <p>理由) 福島原発事故に関し、「原子カムラ」の安全神話に関与した研究者は「環境創造センター」のメンバーとしてふさわしくない。福島原発事故はレベル6などと講演した某県立大学教授(元原発技術者)、20ミリシーベルトでもOKなどと公言した某県立大学教授(原発被害者から刑事告訴されている)らが参入するならば「環境創造センター」は「環境停滞センター」となり、国内外からその英知が疑問視されることになる。さらに民間環境NGOからの参加も望まれる。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>※脱原発については、県では、県内全ての原子力発電所の廃炉を求めているところであり、本計画の15頁にその旨、記載しており、環境創造センター(仮称)はあくまで、放射性物質により汚染された環境の回復などに取り組むための施設として整備するものがあります。 なお、NGOについては、今後、連携を進めていきたいと考えております。</p>
17	9		<p>○ II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現、 3、自然共生社会の形成 ・ 飯豊山系から奥只見まで日本最大の国有林「森林生態系保護地域・緑の回廊」の自然環境の保全も加える。</p> <p>理由) そのエリアには日本最大のブナ原生林、ユキツバキ群落、イヌワシ等の絶滅危惧種が生息している。これらの生物多様性の保全は周囲の民有林も含めて保全されなければその趣旨が達成することが難しい。林野庁、地元自治体(只見町等)だけでなく、福島県も積極的に参与すべきである。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>※今後とも、国有林の「森林生態系保護地域」及び「緑の回廊」の周辺における民有林の整備や保全を推進していく考えであり、この趣旨は、30頁7～11行「○森林や農地等のもつ多面的な機能の確保」において、記載していますので、御理解願います。</p>

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
18	16	6	<p>○ 県内原子力発電所の全基廃炉の要請と安全確保 東京電力福島第一原子力発電所1～4号機、福島第二原子力発電所1～4号機も加えて全機廃炉を求めている。東京電力株主総会においても、株主権を行し全機廃炉の意見を表明する。さらに安全確保のためには全機廃炉と並行してプルトニウムの安全確保を求めることを付記する。</p> <p>理由) 福島県民は福島原発事故で高い授業料を払った。その経験と教訓を踏まえ政治情勢がどのように変化しようと断固とした決意をあらゆる場面で表明すべきだ。 他の自治体、一株株主等は株主総会に出席意見を表明している。プルトニウムの安全確保に関しては国際的な監視下に入ると思われる。</p>	<p>現行のままとします。 ※県内の原子力発電所の全基廃炉については、引き続き国及び事業者に対して求めてまいります。 また、安全確保については、6～7行目において「事故の完全収束と廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう求めていきます。」と記載していますので、御理解願います。</p>
19	20	13～ 16	<p>・ エネルギーの有効利用 太陽光～バイオマスに加えて波力(潮力)、木材セルロースの糖化(エチルアルコール化)の研究も追加する。</p> <p>理由) 原発事故への補償、原発廃炉への費用に比し、そのための研究費は安価なものだ。次の時代への再生可能エネルギーとしてあらゆる技術を研究すべきである。前者は技術的に可能であり、後者は既に林野庁と秋田県で研究・実験を始めている。木材資源の豊富な福島県は挑戦すべきだ。</p>	<p>現行のままとします。 ※再生可能エネルギーの技術開発については、20～21頁「(3)再生可能エネルギー関連産業の活性化」において記載しています。</p>

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
20	25	11	<p>・ 業者への監視・指導の強化、 適正な廃棄物の処理 ～ 適正な廃棄物の処理・(入札等)を挿入する。</p> <p>理由) 廃棄物処理業はビジネスでもあるため入札にかかわる談合を防止、さらに裏社会の参入を防ぐため-----。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>※御意見に留意し、取り組んでまいります。</p>
21	31 ～ 32	12 ～ 1	<p>・ 野生動植物の保護・救護の取組の推進 希少野生動植物の継続的な情報収集に努めます。の次に「レッドデータブックふくしま」(福島県の絶滅の恐れのある野生生物)の改定版を早急に発行する。を挿入。</p> <p>理由) 前著の発行は2002年3月であり、その後調査研究の成果、さらに原発事故により野生動植物の生息状況は大きく変化していると推測する。現状の把握が急務で、少数の県職員、アドバイザー、サポーターだけでは保護活動は不十分で県民に情報を公開し、県民とともに保護活動をすべきだ。</p>	<p>御意見を鑑み、以下のとおり修正します。 「野生動植物保護アドバイザー」や「野生動植物保護サポーター」を活用し、希少野生動植物の継続的な情報収集に努めるとともに、<u>絶滅のおそれのある野生動植物をとりまとめたレッドリストの見直しを進めます。</u>」</p>

No.	今回資料 該当箇所		意見等の内容とその理由	対応
	頁	行		
22	34	3～4	<p>(5) 猪苗代湖等の水環境保全、○ 水環境の悪化防止 水質保全に関する条例等による各種規制措置などの水質汚濁防 止対策～この中にゴルフ場の農薬使用の制限・規制も加える。</p> <p>理由) ゴルフ場排水により、かつて生息していた淡水魚が死滅したとの 報告がある。さらに上水道水源として利用している地域もある。磐 梯山麓だけでなく、全県にわたってゴルフ場の農薬使用にきびし い規制をかけるべきだ。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>※本計画は、本県の環境保全に関する基本的な方向を示す計画 であることから、ゴルフ場における農薬使用については、本計画に 体系づけられる個別計画であり、本年度見直しを行っている「福島 県水環境保全基本計画」の中で記載してまいりたいと考えていま す。</p>